

家庭に対する蓄電池等補助実施要綱

(制定) 令和元年12月 2 日付31環地地第307号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が家庭におけるエネルギー消費量の削減及び非常時の自立性の向上を目的として行う「家庭に対する蓄電池等補助」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、家庭に蓄電池等を設置する者に対し、当該蓄電池等の設置に係る経費の一部を助成する。
- 2 都は、1 による助成を受けた者に対し、当該助成を受けて蓄電池等を設置した住宅におけるエネルギー利用の効率化及び最適化の実施に努めるよう求めるとともに、当該住宅での電力消費に係る情報の提供を求める。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 蓄電池等 蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームシステム又は家庭用燃料電池であって住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されるもの
- 2 蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。）に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたシステム
- 3 ビークル・トゥ・ホームシステム 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（車両に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用することができるものに限る。以下「電気自動車等」という。）と住宅とで電力を相互に供給するシステム
- 4 家庭用燃料電池 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成される、電気及び熱を住宅に供給することを主目的としたシステム
- 5 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で利用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるもの

第4 本事業の具体的な内容

- 1 蓄電池等の設置に係る経費の助成

都は、次のとおり蓄電池等の設置に係る経費の助成を行う。

- (1) 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のア又はイに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が50%を超える法人を除く。

- ア （３）に規定する助成対象事業を実施する者（以下「実施事業者」という。）であって、（２）に規定する助成対象機器等を所有する者
- イ 実施事業者に対し、自らが所有する（２）に規定する助成対象機器等を貸与する者（実施事業者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

（２）助成対象機器等

助成金の交付対象となる蓄電池等（以下「助成対象機器等」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- ア 未使用品であること。
- イ 助成対象機器等の種別ごとに別に定める要件を満たすものであること。

（３）助成対象事業

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、東京都内の住宅に助成対象機器等を新規に設置する事業であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- ア 令和元年８月10日から令和３年９月30日までの間に助成対象機器等を設置すること。
- イ 助成対象機器等のうち、蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを設置する場合にあっては、当該蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを設置する住宅において、太陽光発電システム（別に定める要件を満たすものに限る。）を当該設置と併せて導入し、又は既に導入していること。
- ウ 設置日は、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日とする。

（４）助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費であって、助成対象機器等の機器費（設備機器の購入等に要する経費をいう。）とする。

（５）助成金額

助成金の交付額は、助成対象機器等の種別に応じ、次のとおりとする。

ア 蓄電池システム

助成対象経費の２分の１の額とする。ただし、蓄電池システムを設置する住宅１戸当たりの上限額は、蓄電池システムの蓄電容量（kWhを単位とし、小数点以下第３位を四捨五入したものとする。）に１kWh当たり100,000円を乗じた額又は600,000円のいずれか小さい額とする。

イ ビークル・トゥ・ホームシステム

助成対象経費の２分の１の額とする。ただし、ビークル・トゥ・ホームシステム１台当

たりの上限額は、300,000円とする。

ウ 家庭用燃料電池

助成対象経費の5分の1の額とする。ただし、家庭用燃料電池1台当たりの上限額は、家庭用燃料電池を設置する住宅が一戸建ての住宅である場合にあっては100,000円、集合住宅である場合にあっては150,000円とする。

2 助成対象者による報告等

助成対象者は、都から情報提供の求めがあったときは、助成対象機器等を設置した住宅における、助成対象機器等の設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用の状況に係る情報について、都に報告を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、令和元年度に行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和元年度から令和3年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（令和元年12月2日付31環地地第307号）

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。